

開発行為等にもなう手数料一覧表

山梨県手数料 条例	手 数 料 名	事務の根拠となる 法 令 ・ 条 項	手 数 料	
第2条第2項 第138号	開発行為許可申請手数料 (一) 自己用	都市計画法第29条第1 項又は第2項	自己居住用	自己業務用
	0.1ha 未満		8,600	13,000
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	〃	22,000	30,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	〃	43,000	65,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	〃	86,000	120,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	〃	130,000	200,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	〃	170,000	270,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	〃	220,000	340,000
	10.0ha 以上	〃	300,000	480,000

	(二) 非自己用		非自己用	
	0.1ha 未満	〃	86,000	
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	〃	130,000	
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	〃	190,000	
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	〃	260,000	
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	〃	390,000	
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	〃	510,000	
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	〃	660,000	
	10.0ha 以上	〃	870,000	

山梨県手数料 条例	手 数 料 名	事務の根拠となる 法 令 ・ 条 項	手 数 料
第139号	開発行為変更許可申請手数料		
	上 限	都市計画法第35条の2	870,000
イ	設計の変更	〃	138号の1/10
ロ	区域編入	〃	編入区域の面積に応じ138号の額
ハ	そ の 他	〃	10,000
第140号	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	都市計画法第41条第2項 ただし書	46,000
第141号	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	都市計画法第42条第1項 ただし書	26,000
第142号	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料		
	0.1ha未満	都市計画法第43条	6,900
	0.1ha以上～0.3ha未満	〃	18,000
	0.3ha以上～0.6ha未満	〃	39,000
	0.6ha以上～1.0ha未満	〃	69,000
	1.0ha以上	〃	97,000

山梨県手数料 徴収規則	手 数 料 名	事務の根拠となる 法 令 ・ 条 項	手 数 料	
第144号	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		(自己居住用)	(自己業務用)
	自 己 用	都市計画法45条	1,700	1ha未満 1,700 1ha以上 2,700
	非 自 己 用	〃	1ha未満 17,000 1ha以上 〃	
第145号	開発登録簿の写しの交付手数料			
	用 紙 1 枚	都市計画法第47条第5項	470	

山梨県証明手数料条例 第2条11号 450円  
「都市計画法施行規則第60条第1項に基づく証明」